

立川市斎場指定管理者候補者の選定について

答 申

令和2年11月12日

立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会

令和2年9月30日付立福総第1932号により、立川市長から、「立川市斎場における指定管理者候補者の選定について」、本審査会会長あてに、下記団体を公募によらない選定による指定管理者候補者になりたい旨の諮問を受けたので、次のとおり答申をいたします。

記

1 審査結果

本審査会では、施設の設置目的を考慮し、指定管理者制度の趣旨をふまえ、公正かつ適正な視点から厳正に審査をすすめた結果、施設の性格や事業の内容等に鑑み、立川市斎場については、下記団体が指定管理者候補者として妥当であると判断いたしました。

公の施設の名称及び位置	指定管理者候補者名及び主たる事務所の所在地
立川市斎場 立川市羽衣町三丁目20番23号	公益社団法人 立川市シルバー人材センター 立川市柴崎町一丁目17番7号

○ なお、答申に際し次のとおり意見を付します。

【付帯意見】

- ・ 幅広い世代へ葬儀事業の周知活動を行うよう努めること。
- ・ 低所得者の方などに対して低価格帯のサービスを確保することに配慮し、葬儀方法の多様なあり方に対応した運営を期待するとともに、さらなる地域貢献活動の推進を期待する。

2 審査会日時

日時	議事内容
令和2年10月27日(火) 午後6時～8時	<ul style="list-style-type: none">・ 諮問及び特命理由の説明・ 事業者選定の経緯・事業・仕様書等の説明・ 質疑応答・ 書類審査・ 事業者による事業計画の説明・ 質疑応答(事業者)・ 協議及び審査・ 答申案の協議・ その他

上記のほか、10月27日(火)に、2名の委員が現地視察を行いました。

3 審査の経過

公募によらず、公益社団法人立川市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）を特命で指定管理者とする理由として、①同法人は、高齢者の生きがいの充実と社会参加の推進を図り、もって高齢者の能力を生かした活力のある地域社会づくりに寄与する団体である。「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の趣旨を踏まえ、高齢者の就業機会の確保及び推進が求められており、本市の政策としても高齢者が働くことを通じて、健康保持や生きがいづくり、社会貢献活動の推進などのために、今後も同法人を支援していく必要があること ②施設の軽微な修繕・補修等については、同法人の特色を生かし、その技能を有する会員が自ら行っており、施設の維持管理業務が良好に行われること ③市営葬儀事業は他市にない特殊性があり一定の専門性を有する業務であるが、これまでの業務の経験を生かし、良好に運営されている。また、利用者アンケートにおいても、価格・接遇の両面において、高い支持を得ており市民の福祉サービスとして高い支持を得ていること ④これらのことから、市民サービスの維持や効率的な運営の観点から実績があり、また今後の高齢者の福祉の推進も期待できることなど、市から説明がありました。

さらに、施設の概要、事業の概要、仕様書について説明を受けた後、市に対して質疑を行いました。

この質疑では、葬儀事業の周知活動や1年間にお亡くなりになった方のうち斎場を利用する割合、低所得者等への対応に関する見解などについての質疑がありました。

この後、事業者による事業計画の説明の後、事業者に対して質疑を行い、今後の斎場を利用した葬儀の見込み数や予約の受付時間、直葬という新たな葬儀への対応、シルバー人材センターが行っている地域貢献活動などの質疑がありました。

これらを踏まえ、審査では、当該事業者について、①市民の平等かつ公平な利用が確保されるか、②施設の効用が最大限発揮されるか、③管理運営を安定的に継続して行う物的及び人的能力を有しているか、④効果的・効率的な管理運営がなされるか、などの視点から協議を行いました。

その際、公平性確保に関する課題、他自治体との料金設定を比較した上での指定期間における基本料金の見直しなどについて意見がありました。

4 審査会委員名簿

区 分	氏 名	役 職 等
学識経験を有する者	(会長) 長 野 基	大学准教授
	(副会長) 駕 海 量 良	公認会計士
	坂 井 聖	税理士
	田 中 奈々子	社会保険労務士
市 民	杉 田 研 一	公募
	武 江 俊 江	公募
	宮 本 直 樹	公募